

## 足立区防災会議の進め方について

### 1 足立区防災会議の進め方 ※図 1

- (1) 平成 23 年度第 1 回足立区防災会議  
足立区地域防災計画素案と初動マニュアル素案の提示
- (2) 平成 23 年度第 2 回足立区防災会議  
暫定修正版の新規決定
- (3) 平成 24 年度の予定  
国・都の計画と整合を図った地域防災計画の策定

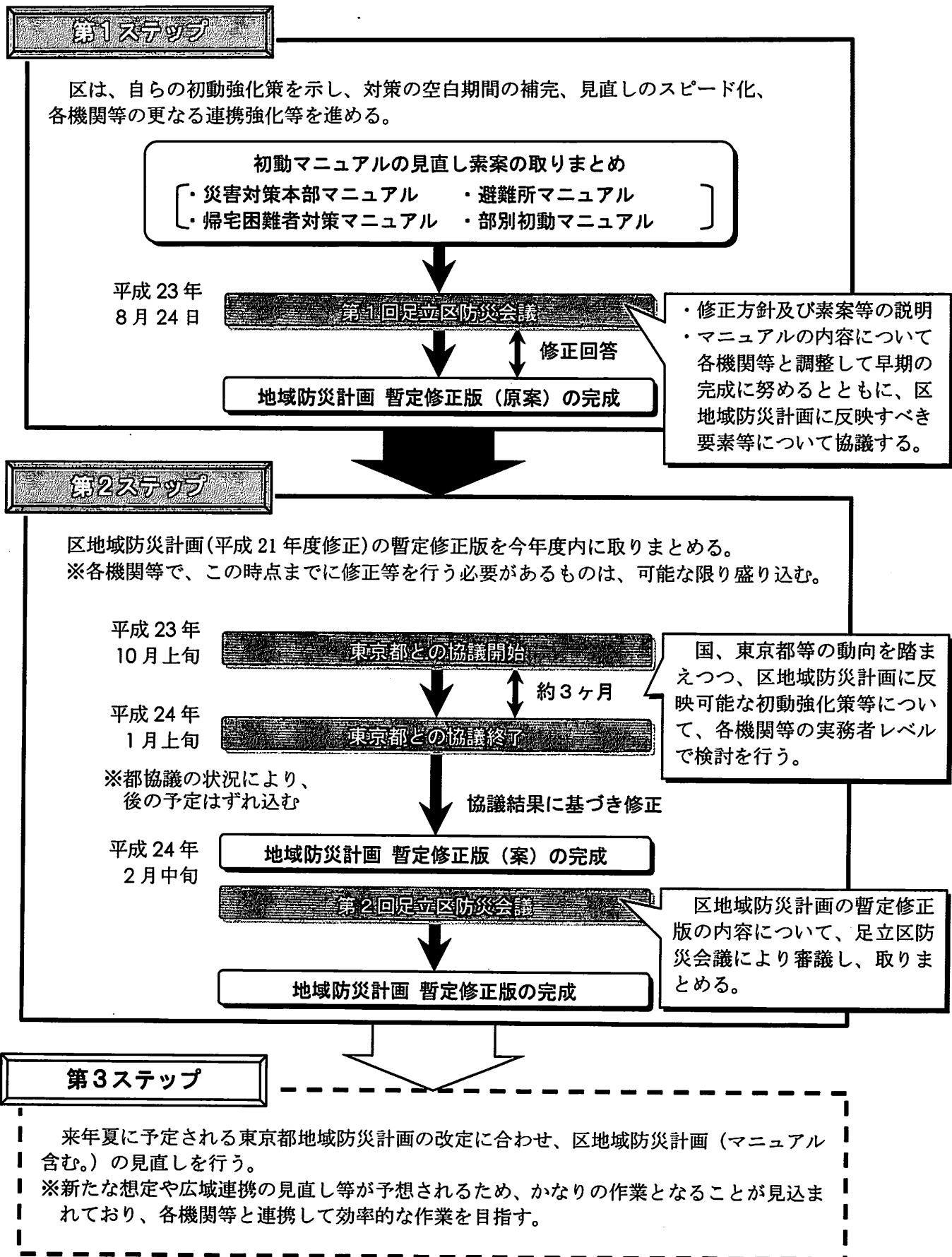
### 2 国・東京都の防災計画の改正動向等

- (1) 中央防災会議と防災基本計画  
東日本大震災をうけ設置された専門調査会による取りまとめが今秋頃。防災基本計画は、その後に見直しがある見込み。
- (2) 東京都地域防災計画等
  - ア 「都政運営の新たな戦略」及び「東京緊急対策 2011」を 5 月末に発表。
  - イ 防災対策の方向性を示す「東京都防災対応指針（仮称）」を、11 月を目途に取りまとめ。（同指針は、東京都の施策と区市町村等の取組を提言し、地域防災計画修正に反映とある。）
  - ウ 東京都地域防災計画の修正は、平成 24 年夏を予定。

### 3 地域防災計画等の作業イメージ

- (1) これまでの区取り組み要点
  - ア 東日本大震災をうけて  
区の震災対策における課題が浮き彫りになったことから、まずは、区でできるものから着手を開始している。
  - イ 課題解決に向けた対策の 3 本柱
    - (ア) 災害対策本部初動体制の見直し・強化
    - (イ) 帰宅困難者対策の見直し
    - (ウ) 避難所機能の強化
- (2) 現時点での防災会議開催の背景
  - ア 対策の空白期間の補完  
震災による対策の課題が顕在化し、大規模余震等が危惧される中で、抜本的な見直しまでの空白期間を補完する。
  - イ 見直しのスピード化  
国、東京都の動向等を踏まえた見直し作業のスピード化が必要。
  - ウ 各機関等の連携強化等  
各機関等の連携強化と連動性が災害対策見直しの基軸。

# 足立区防災会議の進め方



## 足立区地域防災計画修正方針について

### 1 求められる迅速性

地域防災計画は、足立区における地震・風水害・その他の災害に関し、防災関係機関の全機能を有効に発揮して、災害予防、応急・復旧、復興対策に至る一連の対策を総合的かつ計画的に実施することにより、区民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的に作成されている。この計画は昭和 38 年に防災会議が作成して以来、毎年検討し必要に応じて修正しており、直近では平成 21 年度に修正したところである。

今年度の改正にあたっては、東日本大震災を経て確認された修正箇所を国、東京都等の他の計画と整合性を持たせたいうえで可能な限り反映させるとともに、平成 22 年度の「東海地震観測情報」の名称変更など、地域防災計画に関わる国、東京都における現在までの更新箇所の反映、また、区業務継続計画の策定（平成 22 年度）、平成 23 年度における組織改正等を踏まえた修正を行い、今年度内に「暫定修正版」として取りまとめる。これにより、対策の空白期間の補完及び各機関等との更なる連携強化等を進めるとともに、次年度に実施する国、東京都等の動向を見据えた抜本的な見直しのスピード化を図る。

### 2 追加すべき修正の着眼点

現行の地域防災計画は、阪神・淡路大震災を教訓に改定するとともに、首都直下地震対策として、一定の条件下で「やるべきこと・やれること」及び各防災関係機関や部等の個別対策を中心に取りまとめている。

しかし、今後の地域防災計画には、東日本大震災における初動対応が必ずしも十分ではなかったという教訓を生かし、区が効率的に初動対応を行うためのマニュアルを作成し、地域防災計画に位置付けるとともに、新たな脅威に対応していくために、津波・液状化・長周期地震・停電・放射能等の事項を盛り込んでいく。

### 3 足立区地域防災計画の改正要旨等

足立区地域防災計画（暫定修正版）における主な改正点及び改正要旨は、概ね以下のとおりである。

なお、「新旧対照表（案）」を別紙で示す。

#### （１）災害対策本部体制および各機関との協力体制の強化

- ア 初動対応強化策としての災害対策本部マニュアル等の修正や整備  
〔第３部、第１章、第２節、第１〕
- イ 区業務継続計画（ＢＣＰ）の調整機能の確立  
〔第３部、第１章、第２節、第２〕
- ウ 区庁舎（本庁舎以外含む。）の免震・長周期震動対策・非常電源対策  
〔第２部、第３章、第２節、第１・第２〕
- エ 職員の安全管理等の追加  
〔第３部、第１章、第２節、第６〕
- オ 区防災会議招集条件の修正と関係機関による区調整本部設置の追加  
〔第３部、第１章、第２節、第２〕

#### （２）避難所運営体制の強化

- ア 避難所マニュアルの修正・充実  
〔第２部、第３章、第４節、第４〕
- イ 避難所における男女双方の視点に立ったプライバシー確保・長期運営体制等の追加  
〔第２部、第３章、第４節、第４〕  
〔第３部、第６章、第５節、第１〕

#### （３）帰宅困難者および駅前滞留者対策の強化

- ア 駅前滞留者対策推進協議会を通じた「北千住ルール」の修正  
〔第３部、第６章、第７節、第５〕
- イ 「帰宅困難者対策マニュアル」の策定と活用  
〔第３部、第６章、第７節、第４・第５〕

#### （４）その他の変更（総則含む）

- ア 計画修正の全体像を踏まえた暫定修正版としての位置付け  
〔第１部、第１章、第１節・第２節・第３節・第５節・第７節〕
- イ 老朽家屋対策および都市整備に関する今後の動向への対応  
〔第２部、第１章、第３節・第６節〕
- ウ 危険物保安計画（放射線）  
〔第２部、第２章、第２節、第４〕

## 足立区地域防災計画（暫定修正版）【震災対策編】東海地震事前対策編 新旧対照表（案）

	現 行	改 正 案	改正理由等
1	<p>第1部 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>足立区は…（略）…理由とするものである。今、一番心配されている首都直下地震が発生した場合には、現状のままでは大きな被害から免れることはできない。</p>	<p>第1部 総則</p> <p>第1章 計画の方針</p> <p>第1節 計画の目的</p> <p>足立区は…（略）…理由とするものである。これまで危惧されてきた首都直下地震に加え、平成23年3月11日の東日本大震災クラスの地震が発生した場合、現状のままでは大きな被害から免れることはできない。</p>	表現の適正化（現状にあわせる）
2	<p>第2節 計画の性格</p> <p>4. この計画は…（略）…忘れてはならない。</p>	<p>第2節 計画の性格</p> <p>4. この計画は…（略）…忘れてはならない。さらに、その後発生した新潟県中越地震、新潟県中越沖地震、東日本大震災などで顕在化した災害対策上の課題に対して早期に対処するため、暫定修正版として今回取りまとめたものである。</p>	追加
2	<p>第3節 計画の目標</p> <p>災害の種類には、…（略）…。(第6章)</p>	<p>第3節 計画の目標</p> <p>災害の種類には、…（略）…。(第6章)</p> <p>また、一般の東日本大震災の教訓である、広域・複合災害等の新たな課題についても早急に検討を行い、国、東京都の新たな減災目標の設定を必ずしも待たない形で、スピード感を持った対策を推進していく。</p>	追加

足立区地域防災計画（暫定修正版）【震災対策編・東海地震事前対策編】 新旧対照表（案）

	現 行	改 正 案	改正理由等
3	<p>第5節 計画の修正 この計画は、…（略）…提出するものとする。 平成17年、18年に…（略）…減災の視点により見直しを進めるものとする。</p>	<p>第5節 計画の修正 この計画は、…（略）…提出するものとする。 平成21年修正版は、平成17年、18年に…（略）…減災の視点で見直しを進めてきた。今回の暫定修正版は、東日本大震災で区が直面した帰宅困難者等の対策の教訓と、防災関係機関との連携強化、国、東京都の動向をできるだけ盛り込み、修正を加えたものである。今後は、防災基本計画、東京都地域防災計画等の見直しに合わせ、対策の空白期間が生じないよう適時、適切に修正を行っていく。</p> <p>第7節 今後更に配慮すべき事項 男女共同参画の視点、災害時要援護者の視点、災害時の子どもに対する視点、環境への配慮に対する視点、防犯に関する視点、保健衛生に関する視点等を総合的な対策の実施のため、今後更に配慮していく。</p>	<p>表現の適正化及び追加</p> <p>新規追加</p>

	現 行	改 正 案	改正理由等																								
22	<p>第2部 災害予防計画 第1章 地震に強いまちづくり 第3節 防災都市づくり推進計画（都市整備部）</p> <p>本計画は、…（略）…13年間である。 この計画では、…（略）…防災性の高い建築物への建替えの誘導を図る。</p>	<p>第2部 災害予防計画 第1章 地震に強いまちづくり 第3節 防災都市づくり推進計画（都市建設部）</p> <p>本計画は、…（略）…13年間である。 この計画では、…（略）…防災性の高い建築物への建替えの誘導を図る。さらに「<u>足立区老朽家屋等の適正管理に関する条例</u>」により、<u>老朽家屋等の実態調査や、危険な状態に対する緊急安全措置等を行い、防災都市づくりを推進する。</u></p>	組織改正に伴う修正  追加																								
重点整備地域総括表																											
重点整備地域総括表																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%;">重点整備地域（11地区）</th> <th style="width: 25%;">西井新語口周辺地区</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総面積</td> <td>2,400ha（220ha/地区）</td> <td>94ha</td> </tr> <tr> <td>総人口（平成12年国勢調査）</td> <td>190,800人（20.5人/ha）</td> <td>14,800人（158人/ha）</td> </tr> <tr> <td>現在の平均不燃領域率*4</td> <td>55.7%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>平成27年までの目標不燃領域率*4</td> <td>各地域毎に設定</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>平成37年までの目標不燃領域率*4</td> <td>70%</td> <td>70%</td> </tr> <tr> <td>現在の延焼遮断帯形成率</td> <td>41%</td> <td>37%</td> </tr> <tr> <td>平成27年までの目標延焼遮断帯形成率</td> <td>60%</td> <td>40%</td> </tr> </tbody> </table>					重点整備地域（11地区）	西井新語口周辺地区	総面積	2,400ha（220ha/地区）	94ha	総人口（平成12年国勢調査）	190,800人（20.5人/ha）	14,800人（158人/ha）	現在の平均不燃領域率*4	55.7%	50%	平成27年までの目標不燃領域率*4	各地域毎に設定	60%	平成37年までの目標不燃領域率*4	70%	70%	現在の延焼遮断帯形成率	41%	37%	平成27年までの目標延焼遮断帯形成率	60%	40%
	重点整備地域（11地区）	西井新語口周辺地区																									
総面積	2,400ha（220ha/地区）	94ha																									
総人口（平成12年国勢調査）	190,800人（20.5人/ha）	14,800人（158人/ha）																									
現在の平均不燃領域率*4	55.7%	50%																									
平成27年までの目標不燃領域率*4	各地域毎に設定	60%																									
平成37年までの目標不燃領域率*4	70%	70%																									
現在の延焼遮断帯形成率	41%	37%																									
平成27年までの目標延焼遮断帯形成率	60%	40%																									
<p>※4 不燃領域率＝空地率＋（1－空地率／100）×不燃化率（％）</p>																											
<p>第6節 <u>都市整備に係る今後の動向への対応</u></p> <p>津波、液状化対策及び広域避難場所や避難道路に係る都市計画要素は、国、東京都等の今後の動向に合わせ、<u>所要の見直しを行う。</u></p>																											
新規追加																											

足立区地域防災計画（暫定修正版）【震災対策編・東海地震事前対策編】 新旧対照表（案）

現 行	改 正 案	改正理由等
<p>第2章 施設構造物・設備の安全化</p> <p>第2節 危険物保安計画（警視庁第六方面本部・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署・東京消防庁第六消防方面本部・千住、西新井消防署）</p> <p>第4 放射線保安計画</p> <p>45</p>	<p>第2章 施設構造物・設備の安全化</p> <p>第2節 危険物保安計画（<u>総務部・衛生部・環境部・警視庁第六方面本部・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署・東京消防庁第六消防方面本部・千住、西新井消防署</u>）</p> <p>第4 放射線保安計画</p> <p>4. <u>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故を教訓に区は、必要に応じて東京都等と連携して放射線量のモニタリングを行い、区民に対して情報提供する。</u></p> <p>第3章 応急対策への備え</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p><u>災害対策における区の活動拠点や避難所等の耐震性を強化するとともに、緊急時の情報連絡体制、ライフライン機能のバックアップ、備蓄品等の拠点配置を行い、継続的な災害活動や住民の避難所生活を確保する。また、業務継続計画（BCP）、復興業務等に必要となる情報システム、内線電話、住民対応用のコールセンター機能等についても信頼性を高めるよう整備していく。</u></p>	<p>追加</p> <p>新規追加</p> <p>表現の適正化（現状にあわせる）</p>
<p>第3章 応急対策への備え</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p>防災機関相互の情報連絡体制を整備し、…（略）…事前 にできる備えを怠らない。</p> <p>48</p>	<p>第3章 応急対策への備え</p> <p>第1節 計画の方針</p> <p><u>災害対策における区の活動拠点や避難所等の耐震性を強化するとともに、緊急時の情報連絡体制、ライフライン機能のバックアップ、備蓄品等の拠点配置を行い、継続的な災害活動や住民の避難所生活を確保する。また、業務継続計画（BCP）、復興業務等に必要となる情報システム、内線電話、住民対応用のコールセンター機能等についても信頼性を高めるよう整備していく。</u></p>	<p>表現の適正化（現状にあわせる）</p>



足立区地域防災計画（暫定修正版）【震災対策編・東海地震事前対策編】 新旧対照表（案）

	現 行	改 正 案	改正理由等
48	<p>第2節 活動庁舎等の整備</p> <p>活動拠点の中心となる区役所の整備状況は、次のとおりである。</p>	<p>第2節 活動庁舎等の整備</p> <p>第1 本庁舎の整備状況</p> <p>活動拠点の中心となる区本庁舎の整備状況は、次のとおりである。</p> <p>第2 活動庁舎等の防災機能の向上</p> <p><u>区の活動拠点となる区民事務所や避難所等は、長期震動に耐えられ、ライフライン機能が途絶し余震が頻発する中でも機能維持できよう、免震構造の導入や非常電源等を順次整備していくとともに、津波等の浸水にも対応できるよう施設計画や配置について配慮する。また、職員用の備蓄品等については、東日本大震災での活動状況を踏まえ、実態に即した整備を行う。</u></p>	<p>追加 表現の適正化</p> <p>新規追加</p>

足立区地域防災計画（暫定修正版）【震災対策編・東海地震事前対策編】 新旧対照表（案）

	現 行	改 正 案	改正理由等
54	<p>第4節 避難に関する計画（各部・東京消防庁第六消防方面本部・千住、足立、西新井消防署・警視庁第六方面本部・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署、自衛隊）</p> <p>3. 避難所の運営</p> <p>避難所の運営は…（略）…を立ち上げる。区はそのために必要なマニュアル（資料編 第一次避難所の管理・運営マニュアル 5.3頁 参照）、資機材を整備する。区は災害に備えるため、…（略）…ボランティアとの連携をはかる。</p> <p>避難所運営本部の組織図例は資料編 避難場所管理・運営本部組織図例5.8頁 参照。</p>	<p>第4節 避難に関する計画（各部・東京消防庁第六消防方面本部・千住、足立、西新井消防署・警視庁第六方面本部・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署、自衛隊）</p> <p>3. 避難所の運営</p> <p>避難所の運営は…（略）…を立ち上げる。区はそのために必要なマニュアル（削除）、資機材を整備する。区は災害に備えるため、…（略）…ボランティアとの連携をはかる。</p> <p>また、避難所の運営においては、災害時要援護者や男女双方の視点に配慮し、プライバシーを確保するなどの取組を可能な限り実施するとともに、運営期間の長期化に備え、自助、共助、公助の各方面で長期運営体制を確保していく。</p> <p>（削除）</p>	<p>削除※</p> <p>追加</p> <p>削除※</p> <p>※マニュアルについては、内容修正のうえ、別冊として統合予定</p>

足立区地域防災計画（暫定修正版）【震災対策編・東海地震事前対策編】 新旧対照表（案）

	現 行	改 正 案	改正理由等
93	<p>第3部 災害応急・復旧対策計画                      第1章 災害応急・復旧対策の活動体制                      第2節 足立区災害対策本部活動体制（各部）                      第1 初動</p>	<p>第3部 災害応急・復旧対策計画                      第1章 災害応急・復旧対策の活動体制                      第2節 足立区災害対策本部活動体制（各部）                      第1 初動                      3. <u>初動マニュアルの活用</u>  <u>早期の初動体制の確立と災害状況の全容把握は、その後の災害対策に極めて大きな影響を与える。区は、東日本大震災までの活動を通して、あらためて初動の重要性を認識し、初動マニュアルの全面見直しにより、災害対策の強化を図る。</u></p> <p>第2 区災害対策本部の組織と活動                      2. 区災害対策本部の組織  <u>(5) 区調整本部の設置</u>  <u>本部長は必要に応じて、関係機関の代表職員と本部員等の区職員による区調整本部を設置することができる。</u></p>	新規追加
97	<p>第2 区災害対策本部の組織と活動                      2. 区災害対策本部の組織</p>	<p><u>(11) 業務継続計画（BCP）との調整</u>  <u>区長は、災害対策と業務継続計画（BCP）における各部の業務を調整する必要があると認める場合は、業務継続調整会議を招集する。同調整会議は、副区長を座長として、災害対策上の緊急業務を優先できるよう会議の出席者を調整する。</u></p>	新規追加

足立区地域防災計画（暫定修正版）【震災対策編・東海地震事前対策編】 新旧対照表（案）

	現 行	改 正 案	改正理由等
		<p><b>第6 本部職員の安全管理</b>  <u>各本部員は、災害特有の異常心理下での活動において本部職員が冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。また、二次災害発生の防止に万全を期するため、安全チェック体制を整えるなど安全管理に留意するものとする。</u></p>	新規追加
104	<p><b>第7 足立区防災会議の招集</b>                      区の地域に災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合において、区長は防災会議を招集する。</p>	<p><b>第8 足立区防災会議の招集</b>                      区の地域に災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合において、区長は必要に応じて防災会議を招集する。</p>	変更 表現の適正化

足立区地域防災計画（暫定修正版）【震災対策編・東海地震事前対策編】 新旧対照表（案）

	現 行	改 正 案	改正理由等
160	<p>第6章 避難生活・帰宅困難者支援</p>	<p>第6章 避難生活・帰宅困難者支援</p> <p>第5節 長期化への対応</p> <p>第1 プライバシーの確保</p> <p><u>避難所の広い空間で避難者のプライバシーを確保するため、できるだけ早い段階で、男女別の更衣室の設置や各世帯ごとにパーテーションで区切るなどの対策を実施する。</u></p> <p>第2 相談体制の確立</p> <p><u>避難者の不安、疑問、不満等に個別に相談を受け、ストレスの軽減や避難所運営の改善につなげるため相談窓口等を設置する。</u></p> <p>第3 健康管理</p> <p><u>避難者の健康管理のための活動を行い、避難生活の長期化に伴う新たな課題などに対応する。特に健康相談、保健予防活動、ストレス等に関する対応、食環境の整備等に留意する。</u></p>	新規追加
160	<p>第5節 避難所の閉鎖（福祉部・子ども家庭部・学校教育部）</p>	<p>第6節 避難所の統合・閉鎖（福祉部・学校教育部・子ども家庭部）</p>	変更及び表現の適正化

足立区地域防災計画（暫定修正版）【震災対策編・東海地震事前対策編】 新旧対照表（案）

	現 行	改 正 案	改正理由等
161	<p>第6節 帰宅困難者（外出者）対策（総務部・区民部・各部・警視庁第六方面本部・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署・東京消防庁第六消防方面本部・千住、足立、西新井消防署・各機関）</p> <p>第4 対策の実施</p>	<p>第7節 帰宅困難者（外出者）対策（総務部・区民部・各部・警視庁第六方面本部・千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署・東京消防庁第六消防方面本部・千住、足立、西新井消防署・各機関）</p> <p>第4 区の対策</p> <p>(1) 区帰宅困難者対策マニュアルを策定し、対策に当たっては同マニュアルに基づいて実施する。</p>	変更
162	<p>第4 対策の実施</p>	<p>第5 北千住駅周辺における滞留者対策</p> <p>(1) 北千住駅前滞留者対策推進協議会の設置                      鉄道事業者、駅周辺の事業者および防災関係機関などが構成団体となり、平成19年7月に北千住駅前滞留者対策推進協議会を設置した。</p> <p>(2) 北千住ルールに基づく対策の実施                      災害時における北千住駅周辺の滞留を防止するための情報の収集・提供および安全な場所に向かって誘導するためのルールを策定し、同ルールに基づいて協議会の構成団体が協力して滞留者対策を実施していくものとする。</p> <p>(3) 今後の取り組みについて                      北千住駅前滞留者対策推進協議会の活動を維持し、訓練等で得られた成果をもとに北千住ルールをさらに実効性の高いものに修正していくとともに、区帰宅困難者対策マニュアルとの整合を図り、駅周辺事業者や地域住民への周知や対策の浸透に努める。</p>	変更 新規追加 新規追加

※水防編等については、震災対策編の変更に基づいて、今後修正を行っていく。

## 足立区震災対策初動マニュアル各種の素案について

～初動対応を確実なものにするために～

### 1 目 的

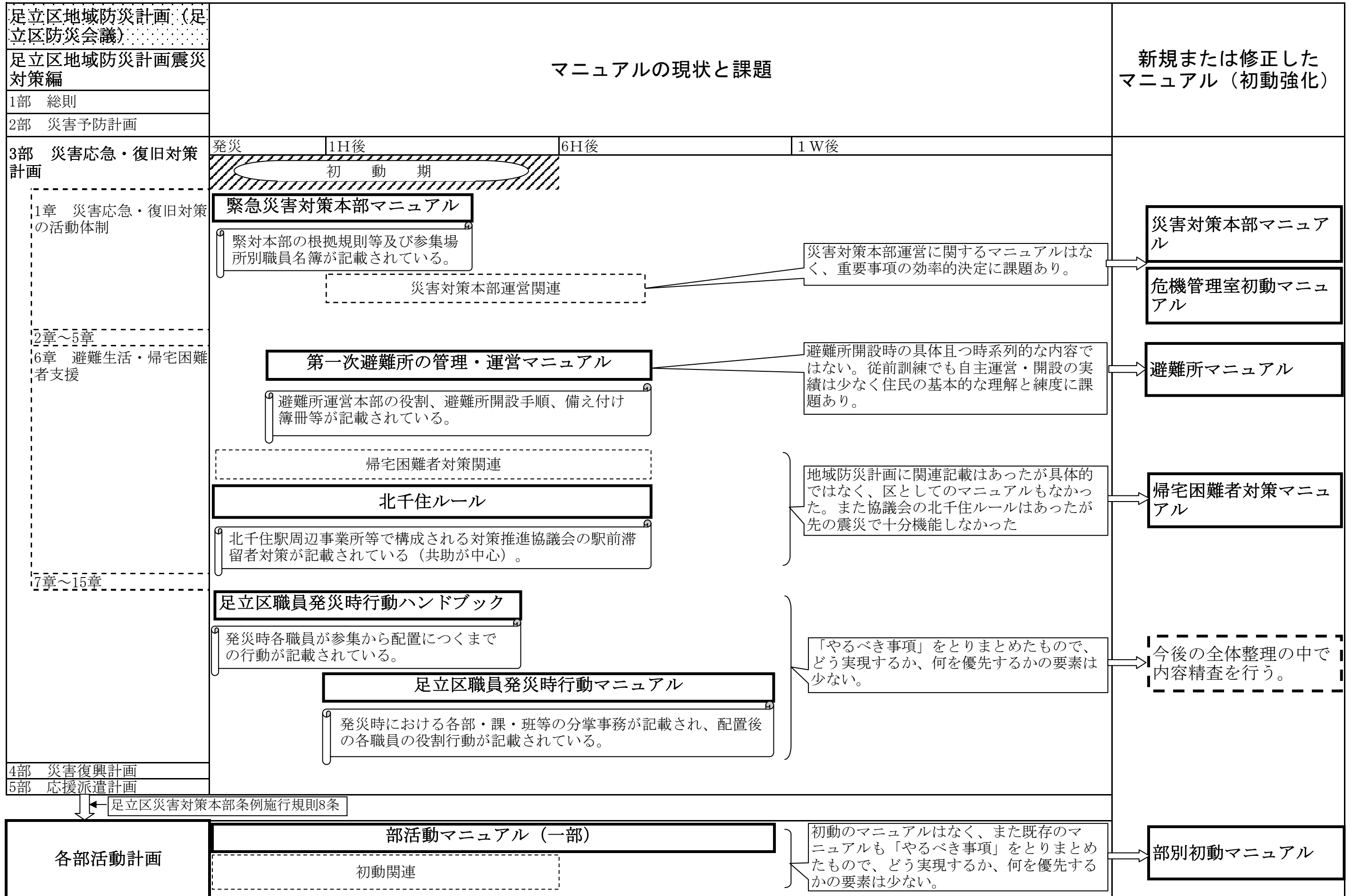
地域防災計画上の行動を迅速確実に実施するため、東日本大震災における足立区の災害対策活動について評価し、区組織の初動強化策として発災後6時間の行動手順を初動マニュアルとして定めるとともに、「帰宅困難者」「避難所」の初動を含むマニュアルを整備する。

### 2 初動マニュアルの整備・見直しに向けた準備

初動マニュアルの整備・見直しにあたり、現行マニュアルを評価するとともに、改善方針及び今後の活用等を明らかにするなど、各種準備作業を実施した。

マニュアル区分	現行マニュアルの評価	改善方針	今後の活用等
災害対策本部マニュアル 【本部組織運営手順書】	これまで条例、地域防災計画の規定により運営しており、特に初動期には重要事項の効率的な意思決定等に課題あった。	①本部会議の運営要領をマニュアル化（優先事項・困難状況のシナリオ化）する。 ②本部運営の担当者事務作業をマニュアル化（チェックリスト化）する。	8/31 緊急災害対策本部訓練、11/13 足立区総合防災訓練で検証を行う。 ※関連マニュアルとの整合化により全体完成を目指す。
帰宅困難者対策マニュアル 【徒歩帰宅者混乱解消のために】	地域防災計画に関連記載はあったが具体的ではなく、区としてのマニュアルもなかった。 また、協議会の北千住ルールはあったが、先の震災で十分機能しなかった。	①区の対策マニュアル作成（区が担うべき役割の明確化と広域連携） ②北千住ルールは、実践に即した動ける内容に見直す。	協議会運営での討議、東京都の訓練予定に合わせて検証する。
避難所マニュアル 【発災から設営まで】	「管理・運営マニュアル」はあるが、避難所開設時の具体且つ時系列的な内容ではない。従前訓練でも自主運営・開設の実績は少なく、住民の基本的な理解と練度に課題あり。	①初期の開設作業を中心に、区民に分りやすくマニュアル化する。 ②実地訓練等で、徐々に現場にあった内容及びその実行性の向上を図る。	11/13 足立区総合防災訓練での検証、各避難所運営での意見を受けて、引き続き検討していく。
部別初動マニュアル 【激震直後チェックリスト】	部別行動計画、職員発災時行動マニュアル、職員発災時ハンドブック等の詳細項目を示したマニュアルはある。いわゆる「やるべき事項」をとりまとめたもので、どう実現するか、何を優先するかの要素は少ない。	①各部の「やるべき事項」の前段で初動をどのように仕切るかをマニュアル化する。 ②区としての優先実施事項に対する人員支援、連携策を具体化する。	「災害対策本部マニュアル」との整合を各部署で検証しながら、精度を高めていく。 ※関連マニュアルとの整合化により全体完成を目指す。

# 初動マニュアルの作成について





## 東日本大震災における足立区等の対応について

平成 23 年 3 月 11 日（金）午後 2 時 46 分に発生した「東日本大震災」について、当日以降の主な区の震災対応及び被害状況、ならびに現在実施中の災害対策について、以下のとおり報告する。

### 1 当日の震災対応

#### (1) 地震の概要

##### ア 発生日時

平成 23 年 3 月 11 日（金） 午後 2 時 46 分

##### イ 地震の規模

マグニチュード (M) 9.0

##### ウ 区内の震度

震度 5 強

#### (2) 被害状況の確認・対応

ア 午後 2 時 53 分、足立区災害対策本部を設置

イ 各部が担当する被害状況を収集し、災害対策本部会議で随時報告

#### (3) 帰宅困難者対応

ア 北千住駅を中心に駅前滞留者が発生したことから、千寿本町小学校・千寿常東小学校などを開設し対応

イ 人数の増加に伴い、帰宅道路沿いの学校を休憩所として順次活用（弥生小学校、第四中学校、都立足立高校など）

ウ 職員が路上で休憩場所を案内するとともに、水・クラッカーを配布

#### (4) 避難所の開設

ア 3 月 11 日午後 5 時、避難所開設を決定（学校及び本部長へ連絡）

イ 58 箇所を開設し、約 2,770 人を収容

## 2 被害状況のまとめ

8月9日現在で確認された区内の被害状況は、下表のとおりである。

被害状況のまとめ【8月9日現在】

分類	項目	被害数
人的被害	重傷者（入院）	7人
	軽傷者	27人
建物被害	建物全壊	3件
	建物半壊	28件
	建物一部損壊（外壁などの落下等）	680件
道路等被害	橋梁破損	1件
	道路被害	5件
	液状化（荒川河川敷）	5件
その他	電柱傾き等	11件
	エレベーター閉じ込め（計画停電含む）	約40件

## 3 計画停電対応（3月16日から実施）

### （1）停電の状況

第4ブロックは4回、第5ブロックは5回にわたり、停電を実施

### （2）区民への周知方法

- ア 予定時間の1時間前と20分前に同報系無線（夕焼け放送）により周知
- イ 広報車による周知活動
- ウ エリア表の配布と掲示
- エ ホームページへの予定表及び範囲地図の掲載と更新
- オ Aメール配信による周知

### （3）計画停電に関わる緊急要請

- ア 東京電力 3月22日
- イ 資源エネルギー庁 3月25日
- ウ 中小企業庁 4月4日

### （4）区施設に対する措置

停電に伴い、区施設の利用を休止

### （5）東京電力からの発表

東京電力株式会社が、4月11日から「計画停電の不実施」を発表

#### 4 被災地への支援

##### (1) 区民からの支援物資の受入れ

3月19日から27日まで旧入谷南小学校にて、区民からの支援物資の受入れを実施（足立区社会福祉協議会）

##### (2) 支援物資の搬送

区で実施した支援物資の搬送状況は、下表のとおりである。

支援物資の搬送状況

搬送日	搬送状況	備 考
3月12日	福島県相馬市へ支援物資を搬送	1回目
3月21日	福島県相馬市へ支援物資を搬送	2回目
3月29日	福島県相馬市へ足立区受入れ支援物資を搬送 (足立区社会福祉協議会・足立区)	3回目
	東京都とりまとめ物資の搬送協力（区物資の自衛隊への搬送）	
5月2日	宮城県南三陸町へ支援物資を搬送	
6月8日	福島県相馬市へ支援物資を搬送	4回目

##### (3) 職員の派遣

区で実施した職員の派遣状況は、下表のとおりである。

職員の派遣状況

派遣先	派遣期間	派遣人数	支援業務
福島県相馬市 (協定締結自治体)	4/7～12	1名	避難所支援等
宮城県気仙沼市	4/9～14	4名	家庭訪問による健康相談
宮城県美里町	4/18～22	10名	り災状況調査・り災証明発行等
宮城県仙台市	4/18～5/6	9名	廃棄物の処理（収集・運搬）等
宮城県女川町	4/23～24	1名	応急危険度判定
宮城県南三陸町	5/12～16	4名	地震被害判定・家屋調査等
福島県いわき市	5/31～6/6	3名	避難所健康相談等
福島県会津美里町	5/31～7/31	16名	一時帰宅、仮設住宅受付業務等
宮城県気仙沼市	6/2～8	2名	被害家屋調査事務
福島県相馬市 (協定締結自治体)	6/10～7/31	14名	民間住宅借上げ制度受付業務等
宮城県気仙沼市	6/22～26	2名	被害家屋調査事務
福島県いわき市	7/18～25	3名	仮設住宅等への健康相談
宮城県石巻市	7/25～8/6	1名	介護保険事務

## 5 避難者受入れ支援

東京武道館において、避難者の受入れを実施（主担当：東京都、支援：足立区）

- (1) 3月17日17時より4月24日まで開設
- (2) 足立区ブースによる相談窓口開設、保健師・保育士が活動
- (3) 3月28日より「足立区避難者支援センター」開設
- (4) 避難者相談、支援物資受入れ、ボランティア受入れ、住宅相談等を実施

## 6 取り組み中の対策強化

- (1) 電源設備の導入（ガス発電機）
- (2) 帰宅困難者用備蓄の増配備
- (3) 第二次避難所への備蓄の配備
- (4) 職員用備蓄の増配備
- (5) デジタル無線機、無線FAXの追加配備
- (6) 北千住駅前カメラの整備